

赤坂心理・医療福祉マネジメント学部

家賃補助制度実施

学生生活を応援します!!

2019年春、
東京赤坂キャンパスで
みなさんをお待ちしています!



給付金額

月額 **2万円** × 12か月 × 4か年 = **96万円** (1人あたりの4年間合計額)

対象者

次の①～④のすべてを満たす方

- ①赤坂心理・医療福祉マネジメント学部へ2019年4月に入学する方
- ②自宅(家族の居宅)外からの通学者であり、一般の賃貸住宅(学生会館等除く)に居住する方
- ③自宅(家族の居宅)から本学(東京赤坂キャンパス)まで通学した場合に、通常の交通手段、経路を使用して**90分以上**を要する方
- ④経済的支援が必要であると本学が認める方

※父母またはこれに代わって家計を支えている方(主たる家計支持者一人)の収入または所得が以下のいずれかの要件を満たす入学者

- 1.主たる家計支持者が給与所得者の場合、その収入が年間841万円以下である
- 2.主たる家計支持者が給与所得者以外の場合、その所得が年間355万円以下である

注) 社会人特別選抜入試の合格者と留学生特別選抜入試の合格者は対象外とします。

•裏面もご覧ください



医療福祉の多彩なエキスパートを育てる。

国際医療福祉大学

赤坂心理・医療福祉マネジメント学部 <入試事務室>

TEL : 03-5574-3903 Mail : akasaka-nyushi@iuhw.ac.jp

URL : <https://akasaka.iuhw.ac.jp/>

家賃補助制度について

国際医療福祉大学 赤坂心理・医療福祉マネジメント学部では、自宅外通学をする学生を対象に経済支援の一環として「家賃補助制度」を設けています。自宅通学が困難なため下宿を余儀なくされる学生に対し、家賃負担を補助いたします。東京での学生生活において、より勉学に専念できるよう支援する制度です。ぜひ、志望校選択のご参考になさってください。

対象期間

補助年限は本学学則で定める修業年限とします。

ただし以下に該当した場合は、その後の補助を打ち切ります。

1. 留年、退学、除籍となった場合
2. 本学学則で定める懲戒処分を受けた場合
3. 前年度の成績が不良（GPAによる学科内順位が下位20%）であった場合
4. その他、補助制度を継続することが適切でないと学長が判断した場合

申請方法

2019年4月（入学式後）に開催する説明会にて申請書を配布します。

※説明会にて配布する本学所定の申請書を、学生本人名義の賃貸契約を証明する書類、家計支持者の所得を証明する書類とともに提出してください。

選考方法

上記書類により選考し、結果は申請者への通知をもって発表とします。

（6月末予定）

その他

- ◎本学独自奨学金、本学以外の奨学金団体や自治体から給付および貸与される奨学金との併受給は可能です。
- ◎補助金の給付は年2回（7月、1月）とします。
- ◎給付開始後、条件を満たさなくなった場合は翌月分からの給付を打ち切ります。
- ◎給付後、申請に不正が判明した場合は給付額の返還をしていただきます。
- ◎提出された書類は返却できません。



医療福祉の多彩なエキスパートを育てる。

国際医療福祉大学

赤坂心理・医療福祉マネジメント学部 <入試事務室>

TEL : 03-5574-3903 Mail : akasaka-nyushi@iuhw.ac.jp

URL : <https://akasaka.iuhw.ac.jp/>